

徳島県選挙管理委員会告示第九号

鳴門市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として、次のとおり指定した旨の報告があった。

令和元年六月十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

施設の名 称	所 在 地
鳴門市人権福祉センター	鳴門市大麻町三俣字前野一八